

## 秩父市パブリックコメント手続実施要綱

### (目的)

第1条 この告示は、秩父市まちづくり基本条例（平成17年秩父市条例第266号）の趣旨に基づき、市の基本的な政策等（以下「政策等」という。）の策定に当たり、その案を広く市民等に公表し、公表したものに対する市民等からの意見及び情報（以下「意見等」という。）を求め、その意見等を考慮して意思決定する一連の手続（以下「パブリックコメント手続」という。）に関して必要な事項を定めることにより、市の政策形成過程において公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の市政への参画と市民との協働のまちづくりの推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この告示において「実施機関」とは、市長（公営企業管理者の権限を行う市長を含む。）、監査委員、選挙管理委員会、教育委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び農業委員会をいう。

2 この告示において「市民等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に通勤又は通学する者
- (3) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (4) 市税の納税義務を有するもの
- (5) パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

### (対象)

第3条 実施機関は、次に掲げる政策等について、パブリックコメント手続を実施するものとする。

- (1) 市の施策に関する基本的な計画の策定又は改定
- (2) 市の施策に関する基本的な方針を定める条例又は市民等に義務を課し若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定若しくは改廃（金銭徴収に関する条項を除く。）
- (3) その他実施機関が特にパブリックコメント手続を実施する必要があると認めるもの

### (適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、パブリックコメント手続を実施しないことができる。

- (1) 緊急を要するもの又は軽微なもの

- (2) 政策等の策定に当たり、実施機関の裁量の余地がないと認められるもの及び法令等にパブリックコメント手続と同様な手続が定められているもの
- (3) 附属機関又はこれに準ずる機関において、パブリックコメント手続に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき、政策等を決定するもの
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会へ付議するもの  
（政策等の案の公表等）

第5条 実施機関は、パブリックコメント手続を実施しようとするときは、政策等の最終的な意思決定を行う前に適切な期間を設け、その案を公表するものとする。この場合において、当該実施機関は、併せて市民等が政策等の案を理解するために必要な資料を公表するよう努めるものとする。

2 前項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 市ホームページへの掲載
- (2) 実施機関の所管課、各総合支所及び情報提供コーナーでの閲覧又は配布

3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、必要に応じ、他の方法を活用して政策等の案の周知に努めるものとする。

（案の公表の周知）

第6条 実施機関は、前条第1項の規定による政策等の案及び資料（以下「政策等の案等」という。）の公表を開始する日以前に、当該パブリックコメント手続の実施について周知するものとする。

2 前項の規定による周知は、広報紙等へ次に掲げる事項を公表することにより行うものとする。

- (1) 政策等の案等の名称及び概要
- (2) 政策等の案等の公表の時期及び意見募集期間
- (3) 政策等の案等の公表の方法
- (4) 政策等の案に対する意見等の提出方法
- (5) 所管課名

（意見等の提出）

第7条 実施機関は、政策等の案等の公表の日から30日以上の期間を定め、政策等の案について意見等の提出を受けるものとする。ただし、30日以上の意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、その理由を明らかにして30日を下回る意見提出期間を定めることができる。

2 前項に規定する意見等の提出は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書類の持参及び郵便等による発送
  - (2) ファクシミリ
  - (3) 電子メール
  - (4) 前3号に定めるもののほか、実施機関が適当と認める方法
- 3 意見等を提出しようとする市民等は、住所、氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）及び連絡先を明記しなければならない。
- 4 実施機関は、意見等を提出した市民等の氏名等を公表する場合には、政策等の案を公表する際に、その旨を明示しなければならない。
- 5 実施機関は、社会通念上誹謗中傷など公序良俗に反する意見を受付けないことができる。
- （意見等の取扱い）

第8条 実施機関は、提出された意見等を考慮して意思決定を行うものとする。

- 2 実施機関は、個別の意見等には回答しないものとし、提出された意見等の概要及び提出された意見等に対する実施機関の考え方並びに政策等の案を修正したときは、その修正内容を公表するものとする。
  - 3 提出された意見等のうち、公表することにより個人又は法人その他の団体の権利その他正当な利害を害するおそれがあるものについては、その全部又は一部を公表しないことができる。
- （意見等の公表）

第9条 第5条第2項の規定は、前条に規定する公表について準用する。

（実施状況の公表）

第10条 市長は、パブリックコメント手続を実施している案件について、その一覧を作成し、市ホームページにより公表するものとする。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、パブリックコメント手続実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の規定は、計画の策定又は改定であるときは公示の日以降に実施するものから、条例の制定又は改廃の案の策定であるときは平成21年3月議会に提出するものから適用する。ただし、この告示の施行の際現に立案過程にある政策等で、市民等の意見等を反映させる機会を確保する手続を経たものについては、この告示の規定は、適用しない。